

# 令和3年度財政的援助団体等監査

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和3年度の財政的援助団体等監査

### (2) 監査の対象

令和2年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

### (3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち10団体について、令和3年7月から令和4年2月まで実施した。

（参考）

区	分	実	施	団	体	数
出	資	団	体	10		

### (4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 2 監査の結果

### (1) 結果の概要

監査を実施した10団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、9団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の1団体においては、次のとおり是正又は改善を要する1件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

※指摘事項（法令、規則等に反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

※文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要が認められるもの）

### (2) 監査結果の報告等

区 分	監査結果の報告・公表	監査結果に対して講じた措置
議会、知事部局	報告：令和4年3月25日	知事部局からの通知（令和4年5月18日付）
教育委員会	公表：令和4年3月29日	該当なし
公安委員会		該当なし

### (3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
土木部	鹿児島県住宅供給公社	経営健全化計画に取り組んでいるが、債務超過額が更に増大している。（債務超過額27億6,487万余円） （鹿児島県住宅供給公社出資金） （鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金） （鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償）	1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。 2 当該団体の講じた改善措置 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。 今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消

			に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。
--	--	--	-----------------------------